

# 建設局職場服務規律確保推進委員会設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、建設局の各職場における職員の服務規律の確保、その他の事故防止並びにこれらに対する適正な措置を確保することを目的とする。

## (委員会の設置及び構成)

第2条 建設局職場服務規律確保推進委員会設置要綱第7条の規定に基づき別表第1のとおり委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表第2の単位で職場服務規律確保推進委員会を設置する。

## (委員会の開催)

第3条 この委員会は、夏季、年末の服務規律の確保に向けた取組みの時期を含め、その必要がある場合に適宜開催することとする。

## (関係職員の出席)

第4条 必要に応じて、委員会に関係職員の出席を求めることができる。

### 附 則

- 1 この要綱は平成22年7月12日から施行する。
- 2 建設局職場服務指導委員会設置要綱は、同日付けて廃止とする。

### 附 則

- 1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は平成25年5月13日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は平成26年5月12日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は平成27年5月15日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は平成27年7月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は平成29年5月29日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は平成30年5月29日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は令和元年5月27日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は令和2年6月29日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は令和3年5月31日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は令和4年5月30日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は令和6年5月31日から施行する。

## 附 則

- この要綱は令和7年6月4日から施行する。

(別表第1)

委員長	副委員長	委員
課長級職員	課長級職員 (委員長を除く) 課長代理級職員	課長級職員 (委員長を除く) 課長代理級職員 係長級職員 技能統括主任 部門監理主任

## 建設局職場服務規律確保推進委員会設置単位

部	担当	委員会設置単位
総務部	総務課	1
	職員課	2
	経理課	3
	管理課	4
	管財課	5
	測量明示課	6
企画部	企画課	7
	方面調整課	8
	工務課	9
道路河川部	調整課	10
	道路課	11
	橋梁課	12
	街路課	13
	河川課	14
下水道部	調整課	15
	下水道課	16
	設備課	17
	施設管理課	18
	下水道資源循環課	19
公園緑化部	調整課	20
	公園課	21
	緑化課	22
東部方面管理事務所	管理課	23
	設備課	24
	中浜工営所	25
	田島工営所	26
	鶴見緑地公園事務所	27
	真田山公園事務所	28
西部方面管理事務所	管理課	29
	設備課	30
	津守工営所	31
	市岡工営所(上之宮出張所)	32
	大阪城公園事務所	33
	八幡屋公園事務所	34
	河川・渡船管理事務所	35
南部方面管理事務所	管理課	36
	設備課	37
	住之江工営所	38
	平野工営所	39
	長居公園事務所	40
北部方面管理事務所	管理課	41
	設備課	42
	野田工営所	43
	十三工営所	44
	扇町公園事務所	45
	十三公園事務所	46
	舞洲スラッジセンター	47

### 【臨海地域事業推進本部】

臨海地域連絡調整担当・ 臨海地域事業調整担当	臨海地域連絡調整担当・ 臨海地域事業調整担当 臨海地域万博調整担当	48
淀川左岸線2期建設事務所	設計課・建設課	49
臨港方面管理事務所	管理課	50